

邑楽町役場で申告

▶申告期間・時間・会場

期間 2月16日(金)～3月15日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時
(2月27日(金)と3月12日(金)は午後6時まで)

会場 役場1階エントランスロビー

初日は大変混雑しますので、時間をずらしてご来場ください

▼対象地区の目安

期日	対象地区	期日	対象地区
2月16日(金)	全地域	3月 4日(月)	
19日(月)		5日(火)	【中野地区】
20日(火)		6日(水)	中野、鷲、鷲新田、
21日(水)	【長柄地区】	7日(木)	光善寺、新中野、
22日(木)	篠塚、狸塚、赤堀	8日(金)	明野
26日(月)		11日(月)	
27日(火)		12日(火)	
28日(水)	【中野地区】	13日(水)	【高島地区】
29日(木)	中野、鷲、鷲新田、	14日(木)	藤川、秋妻、石打
3月 1日(金)	光善寺、新中野、明野	15日(金)	

▶館林税務署で申告が必要な人

●次に該当する人は館林税務署で申告が必要です

- 青色申告をする
- 令和5年中に営業や農業、不動産事業を始めた
- 営業や農業、不動産所得の損失を繰り越す
- 土地・建物の不動産や自動車・貴金属などの動産を譲渡した
- 株式や先物取引で譲渡益があった、または株式や先物取引で生じた損失を繰越損失として申告する
- 特殊な配当所得がある
- 外国為替証拠金取引(FX)による所得がある
- 暗号資産(ビットコインなど)で利益が出た
- 肉用牛の販売により、特定肉用牛所得の申告をする
- 雑損控除の適用を受ける
- 贈与税・消費税の申告をする

期間 2月16日(金)～3月15日(金)

受付時間 午前8時30分～午後4時
(相談開始は午前9時から)

会場 館林税務署 3階会議室(館林市仲町11-12)

※館林税務署会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。



国税庁LINE
公式アカウント



▲西側正面玄関入ってすぐが会場です
※申告期間中は、税務課窓口での申告相談は実施しません。申告書の受取りのみになります。

●入場整理券の配布

配布上限 午前券75枚・午後券90枚

配布時間 午前8時30分・午後0時30分

※午前券は午前の受付、午後券は午後の受付のみ利用できます。また、配布時間前に来場しても入場整理券の配布はできません。

▶上場株式等の配当や株式譲渡所得を申告する人へ

●異なる課税方式の選択の廃止について

令和6年度(令和5年分)より、所得税と住民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することはできなくなります。この改正により、確定申告において申告した「特定配当等に係る所得」や「特定株式等譲渡所得」については、住民税の「合計所得金額」にも算入されます。

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を確定申告すると、住民税においても、合計所得金額や総所得金額等に算入されるため、以下のような各種行政サービスに影響が出ることがありますのでご注意ください。

- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定など
- ・扶養控除・配偶者控除の適用
- ・非課税判定

なお、住民税以外への影響まで加味した最も有利な申告方法を、役場や税務署でご案内することはできません。課税方式の選択については、申告者ご自身の責任でご判断いただきます。また、所得税の確定申告において課税方式(総合課税・分離課税・申告不要)

を選択した場合、その後、修正申告や更正の請求においてその

選択を変更することはできませんので、併せてご注意ください。

大切なお知らせ!



税の申告

問 住民税 役場税務課 ☎ 47-5011 所得税 館林税務署 ☎ 72-4373

令和5年分

令和5年分所得税、6年度の住民税(町県民税)についての申告受付が2月16日(金)から始まります。必要な書類をそろえて、館林税務署または役場1階エントランスロビーで忘れずに申告してください。

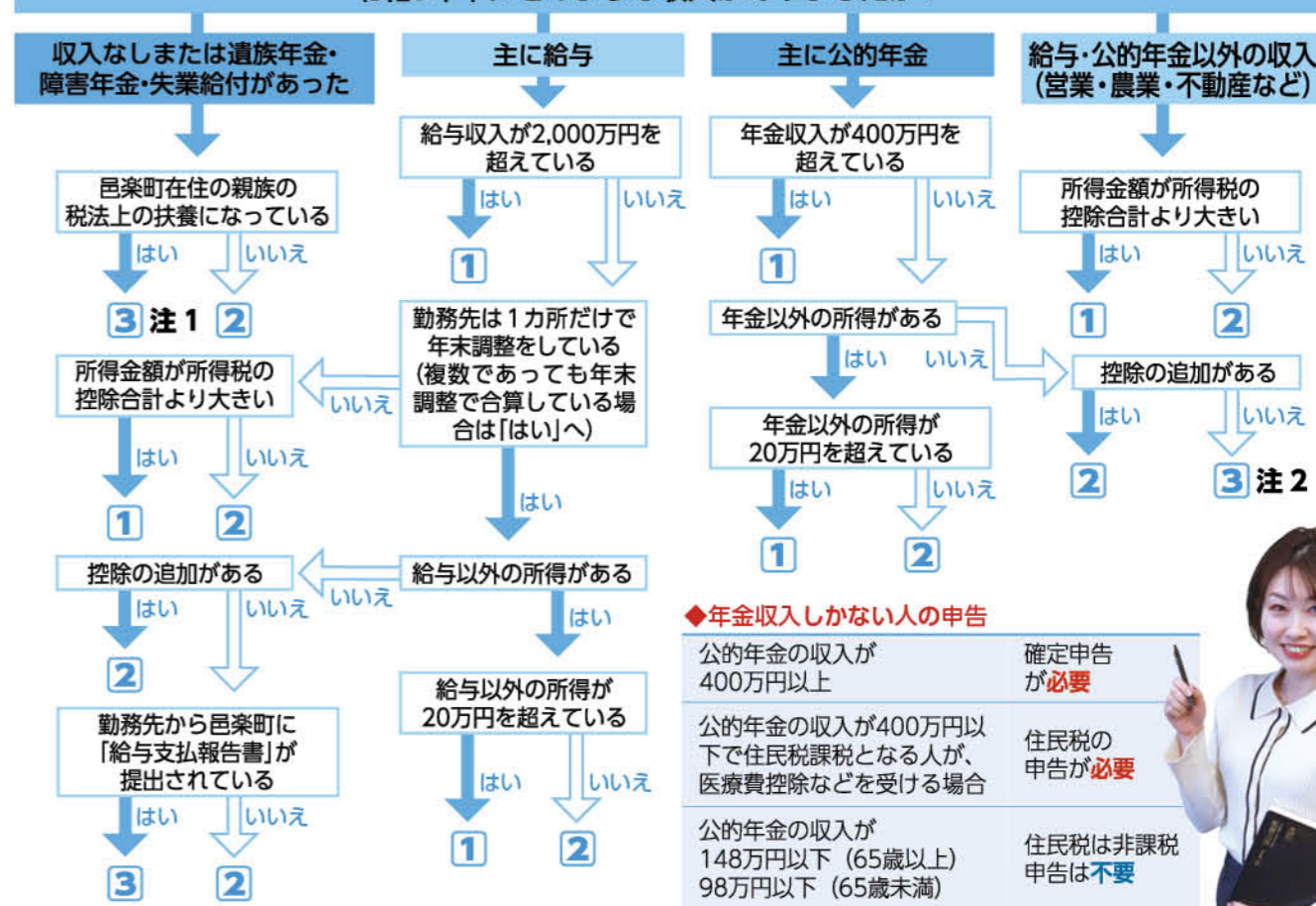
申告が必要かフローチャートで確認

税の申告が必要かどうかを簡単に確認できるフローチャートで、まずはご自身が申告対象者かどうかを確認してみましょう。なお、このフローチャートは一般的な例を示しています。



※ここで説明する所得税は、復興特別所得税を含みます。

令和5年中にどのような収入がありましたか?



◆年金収入しかない人の申告

公的年金の収入が400万円以上	確定申告が必要
公的年金の収入が400万円以下で住民税課税となる人が、医療費控除などを受ける場合	住民税の申告が必要
公的年金の収入が148万円以下(65歳以上) 98万円以下(65歳未満)	住民税は非課税 申告は不要

1	所得税の確定申告が必要	所得税の確定申告書を提出すれば、住民税の申告は必要ありません。確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください
2	住民税の申告が必要	所得税(復興特別所得税含む)が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です
3	確定申告・住民税の申告は必要ありません	【注1】の人で国民年金保険料の申請免除を受ける場合や所得・税金に関する証明書が必要な場合は、住民税の申告が必要です 【注2】の人で所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要です

フローチャートは一般的な例です。不明な点は役場税務課(☎ 47-5011)にお問い合わせください。



こんなときはどうしたら？



Q 私は、65歳の年金所得者で公的年金の収入が年間144万円あります。確定申告は必要ですか。

A 公的年金の収入が400万円以下で、その他に所得がなければ確定申告は不要です。ただし、所得税が引かれている場合は確定申告をすることで、還付金が生じるケースがあります。また、所得税の還付金がなくても、控除を追加して住民税の減額の申告をすることは可能です。今回の場合、年金収入が非課税の範囲内ですので、住民税の申告は必要ありません。

Q サラリーマンの私は会社で年末調整を受けました。令和5年中にふるさと納税でワンストップ特例の申請をしましたが、医療費が多額になったので、確定申告で医療費控除を受けようと考えています。医療費控除の申告だけすればよいのでしょうか。

A 医療費控除と合わせて、すべてのふるさと納税を申告する必要があります。ワンストップ特例は、会社勤務などの確定申告をしない人に適用されるので、医療費控除などで確定申告をする場合、ワンストップ特例は適用されません。すべてのふるさと納税を申告する必要があります。

Q 私は個人事業主です。原油・物価高騰の影響を受けたので、町の補助金を受けました。この補助金も申告する必要がありますか。

A 事業主が課税対象となる給付金を受け取った場合、事業所得の雑収入として計上した上で、申告を行います。なお、受給した給付金が法令などで、非課税として規定されている場合は、申告の必要はありません。今回の場合は、申告が必要です。

Q 夫の扶養になっています。令和5年中にパート収入が103万円を超えました。扶養から抜けなくてはならないのでしょうか。

A 妻のパート収入が103万円を超えているので、夫は扶養控除を受けることはできません。ですが給与収入が201万6,000円未満であれば、配偶者特別控除を受けることができます。ただし、扶養の範囲内だったとしても、住民税は課税となる場合がありますので注意が必要です。

その他不明な点は役場税務課(☎47-5011)へ

確定申告には、e-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読取対応)があれば、**確定**申告会場に行かなくても、「確定申告書等作成コーナー」を利用してスマホで確定申告を行うことができます。

▶スマホ申告の便利な5つのポイント

- 24時間いつでも申告 ※メンテナンス時間を除く。
- 印刷・郵送代不要
- 早期還付
- 添付書類不要 ※一部を除く。
- 税務署への持参不要



確定申告書等作成コーナーはこちら▼

確定申告

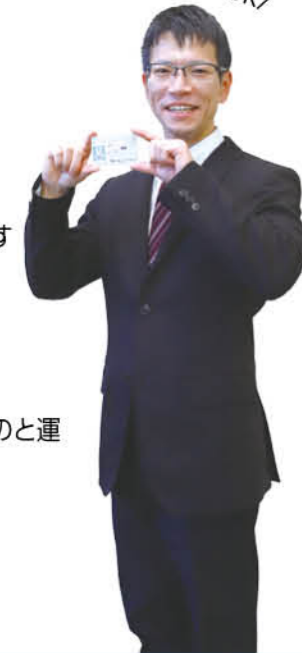
マイナポータル連携

書類の作成方法は動画でチェック

動画で見る確定申告

「国税庁動画チャンネル」で配信

- ☑ 年間収入が分かる書類
 - 必要書類をそろえておくとも手続きがとてスムーズです
 - 【給与や年金を受給している人】源泉徴収票(給与・年金など)、事業主の支払証明書など
 - 【事業所得や不動産所得のある人】事業所得(営業や農業)、不動産所得のある人は収支内訳書 ※待ち時間短縮のために、収入と経費を事前に収支内訳書に記載してください。
- ☑ 通帳など本人名義の口座番号が分かるもの *これ1枚でOK!*
- ☑ 身元確認書類(運転免許証など)
- ☑ 番号確認書類
 - 【マイナンバーカードを持っている人】マイナンバーカードだけで身元確認もできます
 - 【マイナンバーカードを持っていない人】通知カードなどマイナンバーが確認できるものと運転免許証など身元確認できる書類が必要です
- ☑ 所得控除に必要な書類
 - 【社会保険料控除などを使う人】国民健康保険税や国民年金、生命保険・地震保険・旧長期損害保険などの控除証明書など
 - 【医療費控除を使う人】医療費の明細書、医療費通知(医療費のお知らせ)、高額療養費などの補てん金がかかるものなど ※医療費の領収書は自宅で5年間保管してください。
 - 【障害者控除を使う人】身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など ※障害者控除対象者認定書についてのお問い合わせは、役場福祉介護課☎47-5024まで。



▶申告会場での注意点

- マスクの着用は個人の判断に委ねることが基本となりましたが、ご自身の感染を防ぐためにもマスク着用は効果的です。
- 例年、開始直後や午前中などは混雑します。できる限り時間をずらしてご来場ください。
- 筆記用具や計算器具、老眼鏡など持参するようにしてください。

TOPIC

高額療養費の
発送時期にご注意

料金は納付済

3700603

見本

高額療養費支給申請のお知らせ

邑楽町 住民保険課 国民健康保険係
〒370-0602
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2-670番地1
TEL: 0276-89-5011

↑12月中に高額療養費の対象となる診療を受けた場合、「高額療養費支給申請のお知らせ」が発送されるのは、2月下旬以降です。それ以前に医療費控除の申告をされた場合、申告の訂正が必要になります。ご注意ください。

